

利益相反取引における会社指揮者に対する取締役会の授権

——破毀院社会部二〇一四年九月一七日判決^①——

出口 哲也

〔事実〕

Yは、A社（ETS、後にETSM）の株主兼取締役であったが、同時に、同社の実験（essais）部門の部長（directeur département）として雇用されていた。二〇〇六年六月二二日、A社の株主とX社（Drecoq Daniel technologies）は、二〇〇六年六月三〇日から効力を発するX社を譲受人とする株式の譲渡に関する合意文書を締結した（なお、二〇〇七年にA社とX社は合併している）。同日、A社の取締役会はYの取締役の地位からの辞任を認めた。二〇〇七年九月五日、Yは一年間の任期で担当執行役員（directeur general délégué）に任命されたが、その委任は戦略市場部長（directeur du marketing stratégique）の労働契約が累加されたものであった。当該労働契約には、従業員は使用者の発意（initiative）による契約の破棄の場合には、特別に重い非行（faute lourde）^②があつた場合を除き、法定および労働協約上（conventionnelles）の補償金のほかに、報酬総額の二年分に相当する合意による補償金（indemnité contractuelle de deux années）を授給することができる旨を定める契約変更（avenant）^③が定められてい

た。二〇〇八年七月九日、Yは、重い非行⁽⁴⁾ (faute grave) のため解雇 (licencie) された。二〇〇八年九月、X社は、当該労働契約の変更は商法典が定める授權手続を経ていない上に、会社に損害を与える結果を導くことから商法典L二二五―四二条に違反するものであるとし⁽⁵⁾、当該契約変更の取消しを求めて労働審判機関 (juridiction prud'homale) に提訴した。他方で、Yは当該労働契約の破棄の正当性について異議を申し立てた。

二〇一三年二月二六日、Rouen控訴院は、当該解雇が現実かつ重大な事由⁽⁶⁾ (cause réelle et sérieuse) のない解雇であると判断するとともに、①二〇一一年の会社の総売上が顕著に改善していること、②かかる状況においては合意による補償金名目の総額三一七、三二六ユーロの支払いは、会社にとって当該契約変更の無効を導くほどに十分な損害を与える結果 (conséquences suffisament dommageables) をもたらしていたとは考えられないこと、③この「損害を与える」という性質は、Yが七年間、安定的、有意義かつ効果的に従事したA社内での従業員の行動をも考慮しなければならないことから、X社に対して合意による解雇補償金名目の金銭として、一八〇、〇〇〇ユーロをYに支払うよう命じた。

これに対して、X社は、当該労働契約の変更は適切な授權手続がとられておらず、また、当該労働契約の変更が会社にとって損害をもたらすものか否かが評価されるのは裁判官が判断を下す時点であるべきところ、控訴院はその時点における当該労働契約の変更が会社に対して及ぼしうる損害を適切に検討していないなどと主張して原判決の破毀を申し立てた。破毀院社会部は次のように判示し、原判決が会社に対して支払いを命じた部分を破毀し、Cass控訴院に本件を移送した。

〔判旨〕

「部分的に不適切な理由 (motifs partiellement inopéants) によって、かつ会社の名で交わされた約定 (engagement) が、控訴院が判断を下した日に会社に対して損害を与える結果をもたらしたかどうかを検討することなく上記のように判断したことにより、控訴院は適法な根拠にもとづかずにその判断を行った。」

〔解説〕

本件は、解雇された従業員兼務指揮者が法定および労働協約上の補償金に加えて、合意による補償金の支払を求めたのに対して、かかる補償金の支払を定めた労働契約の変更は商法典の定める利益相反取引規制の手続を遵守せずになされたものとして、会社がその取消しを求めた事案である。

本稿では、フランスにおける会社指揮者の利益相反取引規制を概観し、⁽⁸⁾ 本判決の有する意義について検討する。

1 会社指揮者の利益相反取引規制

指揮者が自己の従事する会社との間で契約を結ぶ場合、指揮者は、法外な利益を獲得しようとして、その地位を濫用するおそれがある。しかし、他方において、かかる契約が会社にとって有用であったり、両当事者にとって有益であったりすることもありうる。⁽⁹⁾ そこで、フランスでは、商法典L二二五―三八条以下⁽¹⁰⁾において、会社と指揮者との契約を、「禁止される契約 (conventions interdites)」、「自由な契約 (conventions libres)」、「規制される契約 (conventions réglementées)」に分類し、⁽¹¹⁾ その契約を規制している。⁽¹²⁾ 本件では「規制される契約」が対象とされていることから、以下では同契約に対する商法典の規定を確認する。⁽¹³⁾

(1) 規制される契約

商法典L二二五―三八条一項は、会社と当該会社の指揮者等との間で、直接または仲介人によりなされたあらゆる契約は、取締役会の事前の授権に服さなければならぬことを定めている。また、同項所定の者のうちの一人が間接的に利害関係を有する契約に対しても、同様の規制を及ぼしている(同条二項)。会社の執行役員、担当執行役員または取締役の一人が、他の企業の指揮者等であるときは、会社と当該企業との間でなされる契約もまた、事前の授権に服する(同条三項)。

事前の授権手続は、次の段階を経てなされる。①利害関係人は、L二二五―三八条が適用される契約を知ったとき、遅滞なく取締役会に対して、当該契約の本質的な態様(modalités essentielles)、たとえば、料金、支払期間、保証などを報告する(L二二五―四〇条一項前段)。②取締役会において、事前の授権を受ける(L二二五―三八条一項)。③取締役会長は、取締役会により授権された契約について、契約の締結の日から起算して一ヶ月以内に、会計監査役に報告する(L二二五―四〇条二項、R二二五―三〇条)。④会計監査役は、授権された契約に関する特別報告書を株主総会に提出する(同条三項)。⑤株主総会は、会計監査役の特別報告書に基づき、承認の決定を行う(同条同項)。

(2) 取締役会の授権

「規制される契約」の授権は、取締役会の議事日程に明示されなければならず、事前かつ契約ごとになされなければならない⁽¹⁹⁾。利害関係人は、授権の決議に参加することができない⁽²⁰⁾(L二二五―四〇条一項後段)。また、授権の適否について取締役会において議論されることが不可欠とされ⁽²¹⁾、すべての取締役が当該「規制される契約」の存在

を認識していたという事実は授権に相当するものとはみなされない⁽²²⁾。なお、総会の承認決議に参加する株主に判断材料を提供するため、取締役会の事前の授権にあつては、特に当該契約に付随する金銭的条件を明示し、当該契約から生ずる会社にとっての利益を証明することで、その授権が正当化される必要がある⁽²³⁾（L二二五―三八条四項）。

(3) 会社に損害を与える結果 (consequences dommageables pour la société)

①取締役会の授権がなかった、または②取締役会が授権を拒絶したにもかかわらず、「規制される契約」がなされたとき、当該契約が「会社に損害を与える結果をもたらした」場合にのみ、取り消されることができる⁽²⁴⁾（L二二五―四二条一項）。すなわち、適法な取締役会の授権手続を経ずとも、「規制される契約」が会社にとって有益であつた場合⁽²⁵⁾またはいかなる損害もたらしていなかつた場合⁽²⁶⁾には、その契約は有効なものとされる。

それでは、いかなる場合に「会社に損害を与える結果をもたらした」と評価されるのであろうか。この点について、裁判官にはその評価において幅広い裁量を与えられていることが指摘されている⁽²⁷⁾が、先例を概観すると、「規制される契約」により会社が何らかの支払を求められるという事実だけで「損害を与える結果をもたらした」と評価されるわけではなく、会社に対して相応の反対給付 (contrepartie) がなされているかどうかを基準に、評価されるようである⁽²⁸⁾。

(4) 取り消される「ことができ」(peuvent être annulées)]

商法典L二二五―四二条は、取締役会の事前の授権なく締結された「規制される契約」が会社に損害を与える結果をもたらしたと評価される場合に、当該契約は「取り消されることができる」ことを定める。すなわち、損害を

与える結果をもたらした契約であっても、当該契約は「法律上当然の無効 (nullité de plein droit)」とされるのではなく、⁽³⁰⁾その契約を取り消すか否かについて裁判官に裁量が与えられている (「裁量的無効 (nullité facultative)」) と解される。⁽³¹⁾

2 本判決の意義

本件において破毀院社会部は、指揮者と会社との間で交わされた合意による特別な解雇補償金の支払を定める労働契約の変更は、「規制される契約」として商法典の定める授權手続に服さなければならぬことを前提にして⁽³²⁾いる。

その上で、破毀院社会部は、「規制される契約」が会社に損害を与える結果をもたらしたかどうかは取消しの請求について判断が下される日において評価されることを明示した。すでに破毀院商事部は、商法典 L 二二五―四二条一項は契約の「締結」ではなく契約の「結果」を問題としていることから、「規制される契約」が会社に損害を与える結果をもたらしたかどうかが評価されるのは、取消しの請求について判断が下される時点であるとしている。⁽³³⁾ 本判決において、破毀院社会部も商事部の判断を踏襲することを明らかにした。

なお、控訴院は、補償金の支払は会社にとって損害を与える結果をもたらしたものの、契約の無効を導くほどのものではなかったと判断した。しかしながら、破毀院社会部は、控訴院のこの判決理由を「不適切な理由」として批判しているように解される。このことから、司法上の事実確認 (constat judiciaire) に左右されるものの、「規制される契約」が会社に損害を与える結果をもたらしたことが確実であるとすれば、裁判官は当該契約を取り消さなければならぬことが示唆されていると指摘するものもある。⁽³⁴⁾

- (1) Cass. soc. 17 sept. 2014, *Rev. sociétés* févr. 2015, p. 105, note Vincent THOMAS.
- (2) 「特別に重い非行とは、使用者を害する労働者の意思を表す非行である。特別に重い非行は、解雇の領域において、重い非行の場合と同様の効果を生ずるのみならず、さらに、有給休暇相殺補償金 (*indemnité compensatrice de congés payés*) を労働者から奪うという効果も生ずる。特別に重い非行のみが、それを犯したストライキ参加労働者を懲戒解雇の危険にさらす。また破毀院によれば、特別に重い非行のみが、自らの義務の履行においてそれがゆえに有責とされた労働者に損害賠償責任を生じさせる。」中村絏一ほか監訳『フランス法律用語辞典』（三省堂、第三版、二〇一二年）一九八頁。
- (3) 「従前の契約または標準契約にもたらされた変更。この変更を証する文書についてもいう。」中村ほか・前掲注(1)四八頁。
- (4) 「労働者の重い非行は、事実審裁判所が審理し、破毀院が審査する。破毀院によれば、労働者の重い非行とは、労働契約または労働関係から生じ、重大な義務違反となる。労働者の責めに帰すことができる行為または行為の総体であって、その重大性のゆえに、当該労働者を解雇予告期間中雇用し続けることを不可能にするもの。労働者に重い非行がある場合、使用者は解雇予告期間を置かず解雇補償金も支払わずに労働者を解雇することができる。」中村ほか・前掲注(1)一九八頁。
- (5) THOMAS, *op. cit.* (note 1), n° 2, p. 106.
- (6) 「一九七三年七月一三日の法律以後、解雇を正当化する事実。」中村ほか・前掲注(1)六七頁。
- (7) THOMAS, *op. cit.* (note 1), n° 5, p. 106 によれば、「事実」において示した①ないし③を指すとされる。
- (8) フランスにおける利益相反取引規制について、アンドレ・タンク（山本桂一訳）『株式会社とその取締役の一人との間に締結された契約のフランスの規制—現行法と改正案—』ジュリ三三六号（一九六五年）六〇頁以下、加藤徹「取締役の自己取引とフランス新会社法」企業法研究二〇一輯（一九七二年）四〇頁以下、早稲田大学フランス商法研究会『注釈フランス会社法第二巻』（成文堂、一九七七年）五二九頁以下、田村詩子「フランスにおける取締役・会社間の取引」香川大学経済論叢五七巻三号（一九八四年）一七四頁以下、同「取締役・会社間の取引と「取引」—フランスにおける取締役・会社間の取引—」香川大学経済論叢五八巻四号（一九八六年）六八三頁以下、白石智則「取締役会の許可を受けない利益相反取引についての無効訴権の消滅時効」際商四〇巻三号（二〇一二年）四一九頁以下を参照した。
- (9) Philippe MERLE, *Droit commercial : Sociétés commerciales*, 18^e éd., Dalloz, 2015, n° 449, p. 479.
- (10) 業務監査役会を備えた株式会社については、同様の規定がL二二五—八六条以下に定められている。

- (11) 会社にとって特に危険であることから、その締結が絶対的に禁止されている契約である（L二二五―四三条）。Michel GERMAIN et Veronique MAGNIER, *Les sociétés commerciales*, 21^e éd. LGDJ, 2014, n° 2207, p. 476.
- (12) 会社と指揮者との間で、日常の取引として行われる契約および普通一般の条件で締結される契約ならびに一方が他方の資本のすべて（民法典一八三条または商法典L二二五―一条およびL二二六―一条の要件を満たすために求められる最低株式数は控除される。）を、直接または間接に保有する二社の間で締結された契約を指す（L二二五―三九条）。
- (13) Maurice COZIAN et al., *Droit des sociétés*, 28^e éd. Lexis Nexis, 2015, n° 640 et suiv., pp. 357 et suiv. かかるアプローチは、株式発行会社に関する一九四三年三月四日法律により採用された。それまでは、取締役は、総会の許可がない限り、会社となす、または自己の計算においてなす事業または取引（*entreprise ou marché*）において、直接または間接の利益を取得し、または保持することが禁止されていた（会社に関する一八六七年七月二四日法律第四〇条）。もともと、実際には、取締役が事前の包括的な許可を求めることによって、この規定は死文化していったとされる。タンク・前掲注(8)六一頁。
- (14) 執行役員、一人の担当執行役員、一人の取締役、一〇％を超える議決権を有する一人の株主、またはその株主が会社である場合には当該会社を商法典L二二三―三条の意味で支配する会社が対象とされる。
- (15) 所有者、無限責任社員、業務執行者、取締役、業務監査役会構成員、または一般的な意味での指揮者が対象とされる。
- (16) COZIAN et al., *op. cit.* (note 13), n° 649, p. 361.
- (17) 利害関係人は、当該議決に参加することができず、定足数および多数決に算入されない（L二二五―四〇条四項）。なお、当該株主総会の承認の有無によって、当該契約の有効性は左右されない（L二二五―四一条）。
- (18) Cass. com. 3 mai 2000, *Bull. Joly Sociétés* 2000, p. 821, note Paul Le Cannu.
- (19) CA Paris, 23 nov. 1955, *D.* 1956, jur., p. 290, note François GORÉ.
- (20) 利害関係人が議決に参加した場合には、当該決議は無効となる。Cass. com. 18 oct. 1994, *Bull. Joly Sociétés* 1994, p. 1311, note Paul Le Cannu.
- (21) Cass. com. 3 mai 2000, *op. cit.* (note 18).
- (22) Cass. soc. 12 févr. 1987, *Bull. civ.* 1987 V, n° 73.
- (23) 白石智則「企業活動の簡素化と安定性強化のための会社法改正」日仏二八巻（二〇一五年）二〇二頁以下、二〇四頁。

- (24) Paul Le CANNU et Bruno DONDERO, *Droit des sociétés*, 5^e éd. LGDJ, 2013, n° 760, p. 498, note 232, Barthélémy MERCADAL et Philippe JANIN, *Sociétés Commerciales 2016*, 47^e éd, Francis Lefebvre, 2015, n° 52870, p. 844. ただし「授權手続が行われなかった事情を説明する会計監査役の特報報告書にもとづいてなされる総会の議決により、当該無効は治癒される（一二二五—四二条三項）」。
- (25) CA Versailles 7 juin 2001, *Bull. Joly Sociétés* 2002, p. 115, note Alexis CONSTANTIN.
- (26) Cass. soc. 16 sept. 2008, *Bull. Joly Sociétés* 2009, p. 132, note Bernard SAINTOURENS ; *RJD* 1/09 n° 42, p. 43.
- (27) Myriam ROUSSILLE, *JCP E* 2012, n° 42, pp. 17 et suiv., p. 19, note sous Cass. soc. 12 juin 2012 に於て「損害を与える (dommageables)」との法律上の文言は「損害を示す [dommage] という語句に可能性の概念を示す接尾語である [able] が付されていることから、裁判官にはその評価において非常に幅広い裁量を与えられていると解される」とする。
- (28) たぐえん Cass. com. 19 mai 1998, *Bull. civ.* 1998 IV, n° 162 ; *Bull. Joly Sociétés* 1998, p. 918, note Paul Le CANNU ; *JCP E* 1998, n° 30, p. 1195 ; *JCP E* 1999, n° 1, n° 10, p. 32, note Alain VIANDIER et Jean-Jacques CAUSSAIN に於て「実際に役務が提供されなくても、会社が役務提供者に報酬または補償金を支払わなければならないとする条項を含む契約が、「会社にとって損害を与える結果をもたらした」と判断されている」。
- (29) LE CANNU, *op. cit.* (note 20), p. 1314, LE CANNU et DONDERO, *op. cit.* (note 24), n° 760, p. 498, MERCADAL et JANIN, *op. cit.* (note 24), n° 52870, p. 845. Yvan BALENSI, *Les conventions entre les sociétés commerciales et leurs dirigeants*, Economica, 1975, n° 170, p. 123 を引用し思われる。
- (30) それゆえ、その契約は「提訴され裁判所が無効を宣言するまで有効である」。Cass. com. 3 mai 2000, *Dr. sociétés*, 2000, p. 19.
- (31) GERMAIN et MAGNIER, *op. cit.* (note 11), n° 2204, p. 472, MERCADAL et JANIN, *op. cit.* (note 24), n° 52870, p. 844, Cass. com. 22 nov. 1977, *Bull. civ.* 1977 IV, n° 276. タンク・前掲注(8)六四—六五頁においても「契約が会社に有害な結果をもつた」と無効とされる可能性を定めるもの……無効とすることができるといふ命題は「裁判所に裁量権を与えるもののように思われません」と記されている。
- (32) Cass. soc., 29 nov. 2006, *Bull. civ.* 2006, V, n° 362 を同様とする。
- (33) Cass. com. 1^{er} oct. 1996, *Bull. Joly Sociétés* 1997, p. 138, note Paul Le CANNU.

(35) THOMAS, *op. cit.* (note 1), n° 9, p. 107.